

別 添

経 済 産 業 省

平成 21 年 8 月 26 日

社団法人エルピーガス協会 御中

経済産業省原子力安全・保安院 ガス安全課

NISA-241c-09-04

経済産業省原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課

NISA-278c-09-05

消費者の生命、身体に係る事故が発生した場合の事故報告について（協力要請）

平成 21 年 9 月 1 日に内閣府の外局として消費者庁が設立され、同日より消費者安全法第 12 条に基づき消費者事故等の発生に関する情報を行政機関から消費者庁に通知する制度の運用が開始されることから、液化石油ガスの供給先において、消費者の生命、身体に係る事故が発生した場合は、原子力安全・保安院から消費者庁に対して速やかに事故の情報を通知することとなります。本年 9 月 1 日以降においてもガス事業者と原子力安全・保安院との間における事故情報の報告経路・手順に従来からの変更はありませんが、消費者の生命、身体に係る事故の発生に際しては、速やかにかつ漏れなく対応することが必要であることから、貴団体におかれましては、貴団体加盟事業者に対して、以下を周知していただくよう、協力を要請します。

○消費者安全法における重大事故等の政令要件を満たす事案である場合（疑いのあるものを含む）、すなわちガスの供給先において発生した、死亡、30 日以上に加療が必要な重傷、一酸化炭素中毒、消防当局による火災認定のある事故（これらに該当する疑いがある事案も含め）の発生を知った場合には、休日・夜間を問わず躊躇することなく所管産業保安監督部に対して速やかに報告をしてください。

○重大事故の疑いがあると事業者が判断して LP ガス事故速報を産業保安監督部に提出した事故において、後日、医師の診断結果等により一酸化炭素中毒の疑いが無いこと又はガスに起因する事故ではないことが判明した場合には、事業者は、所管産業保安監督部にその旨を速やかに伝え、別紙にひな形を示す「取り下げ依頼書」を所管産業保安監督部に FAX 又は電子メールにて提出してください。「取り下げ依頼書」の提出を受けて、当院では、当該案件をガス事故から除外します。

○また、液化石油ガス事故が発生した場合には、都道府県にも報告する義務が課されておりますので、ご注意ください。

ガス事故の取り下げ依頼書（ひな形）について

重大事故の疑いがあると事業者が判断してガス事故速報を産業保安監督部に提出した事故において、後日、医師の診断結果等により一酸化炭素中毒の疑いが無いこと又はガスに起因する事故ではないことが判明した場合には、事業者は、所管産業保安監督部にその旨を速やかに伝え、「取り下げ依頼書」を所管産業保安監督部に FAX 又はメールにて提出することとする。（「取り下げ依頼書」の提出を受けて、本院では、当該案件をガス事故から除外する。）。取り下げ依頼書に記載する事項は、以下に示すひな形のようにすることが望ましい。

(LP ガスの場合)

年 月 日

〇〇産業保安監督部 殿

■■ガス株式会社

LP ガス事故速報を提出した「●年●月●日に△△県△△市にて発生した事案」の取り下げ依頼について

標記件名は、ガス事故に該当しないことが判明したため、「LP ガス事故速報」の取り下げをお願いします。

記

1. 原因及び「事故」としての取り扱い

■機関名■による調査の結果 / 医師による診断の結果、□□者(家人、従業員、客、....)が気分が悪くなった／卒倒した... 原因は、消費機器の使用に伴う一酸化炭素中毒によるものではないと判断されたことが明らかになりました。(もし、他の原因についての情報が判るようであれば、それに関する概略も記載)

ガス事故に該当しないことが判明したため、●年●月●日付けで報告した「LP ガス事故速報」の取り下げをお願いいたします。

2. 発生日時 ●年●月●日 ●時●分頃

3. 発生場所 △△県△△市△△丁目△△